

I

学校環境衛生活動

1 学校環境衛生活動の法的根拠

学校教育法

第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第12条

学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

学校教育法（昭和22年法律第26号）において、別の法律で定めるところにより、学校の保健に必要な措置を講じなければならないとされており、これを受けて、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）が定められています。

中央教育審議会答申

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（平成20年1月17日）

II 2 (8) 学校環境衛生の維持・管理及び改善等

①学校環境衛生の維持・管理は、健康的な学習環境を確保する観点から重要であることから、学校薬剤師による検査、指導助言等により改善が図られてきたところであり、その際の基準として「学校環境衛生の基準」（平成4年文部省体育局長裁定）が定められている。しかしながら、学校において「学校環境衛生の基準」に基づいた定期検査は、必ずしも完全に実施されていない状況があり、子どもの適切な学習環境の確保を図るためには、定期検査の実施と検査結果に基づいた維持管理や改善が求められている。そのため、完全に実施されていない要因やその対策について十分検討した上で、現在ガイドラインとして示されている「学校環境衛生の基準」の位置付けをより一層明確にするために法制度の整備を検討する必要がある。

学校保健法（昭和33年法律第56号）のもとでガイドラインとして定められていた「学校環境衛生の基準」（平成4年文部省体育局長裁定）について、この答申を踏まえて、学校保健安全法（学校保健法が一部改正され、名称を変更）に基づく「学校環境衛生基準」（平成21年文部科学省告示第60号）が策定されました。

また、これまで学校保健法で規定されていた「学校給食の衛生管理」が、学校給食法（昭和29年法律第160号）に移され、「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号）として規定されました。

学校環境衛生に関する主な学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則の規定は、次のとおりです。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）において、幼保連携型認定こども園も学校保健安全法を準用することが規定されています。

学校保健安全法

(目的)

第1条

この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条

国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第4条

学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校保健計画の策定等)

第5条

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校施設を新築、増築、改築する場合に限らず、既存施設を改修する場合も含め、計画及び設計する際の留意事項については、「学校施設整備指針」に示されています。

(学校環境衛生基準)

第6条

文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第1項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第7条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第6条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

- 2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。
- 3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

学校保健安全法第6条第3項に定める「その改善のために必要な措置」は事後措置と呼ばれています。

(専修学校の保健管理等)

第32条

専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

- 2 (略)
- 3 第3条から第6条まで、第8条から第10条まで、第13条から第21条まで及び第26条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(学校保健安全法の準用)

第27条

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第3条から第10条まで、第13条から第21条まで、第23条及び第26条から第31条までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、これらの規定中「文部科学省令」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第36条第2項に規定する主務省令」と読み替えるほか、同法第9条中「学校教育法第16条」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第11項」と、「第24条及び第30条」とあるのは「第30条」と、同法第17条第2項中「第11条から」とあるのは「第13条から」と、「第11条の健康診断に関するものについては政令で、第13条」とあるのは「第13条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(環境衛生検査)

第1条

学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第5条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第6条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

(日常における環境衛生)

第2条

学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。

学校保健安全法施行規則第1条第1項に定める「他の法令」には、

- ・ 学校給食法
- ・ 建築物の衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
（以下、「建築物衛生法」と呼びます。）
- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）

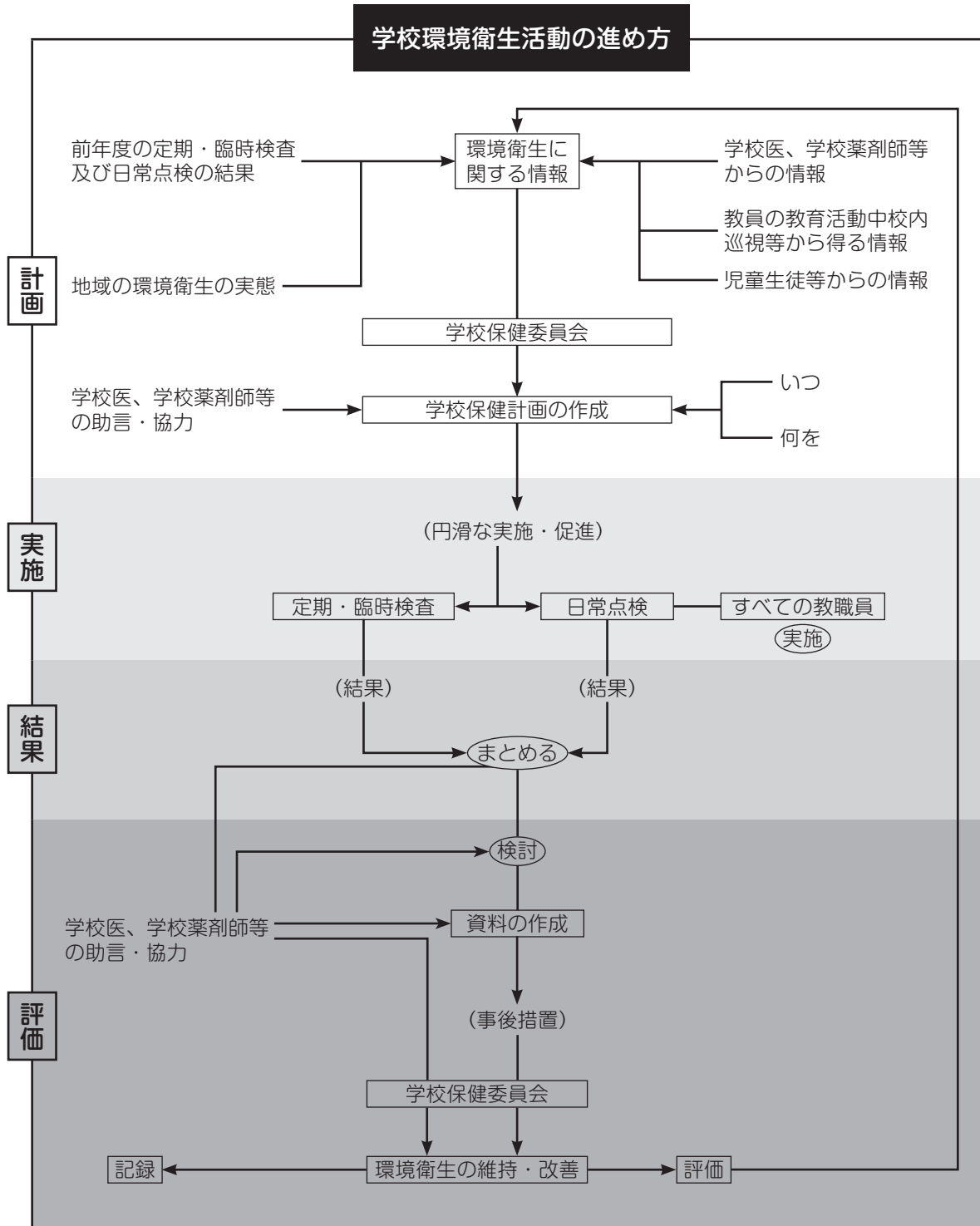
等があります。

なお、学校保健安全法施行規則第1条第1項又は第2項に定める「環境衛生検査」は、それぞれ定期検査又は臨時検査と呼ばれています。

また、学校保健安全法施行規則第2条に定める「日常的な点検」は、日常点検と呼ばれています。

2 学校環境衛生活動の進め方

学校環境衛生活動を円滑に推進するに当たっては、学校の教職員（学校医及び学校薬剤師を含む。）が児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るために必要な活動であることを共通理解するとともに、それぞれの職務の特性を生かした役割について、学校保健計画や校務分掌等により明確にする必要があります。



関係教職員の役割

- ① 学校保健委員会
（例）校長、教頭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健主事、養護教諭、
栄養教諭（学校栄養職員）、学年主任、PTA、地域の保健関係者
- ② 学校保健計画の作成
（例）校長、教頭、保健主事、養護教諭、栄養教諭（学校栄養職員）、学校薬剤師、学校医
- ③ 環境衛生検査実施前の事前打合せ
（例）保健主事、養護教諭、施設管理実務担当者、学校薬剤師
- ④ 定期・臨時検査の実施
（例）学校薬剤師、検査機関、保健主事、養護教諭
- ⑤ 日常点検の実施
（例）学級担任、教科担任、校長、教頭、養護教諭、栄養教諭（学校栄養職員）
- ⑥ 資料作成及び検討・評価
（例）学校医、学校薬剤師
- ⑦ 定期・臨時検査実施後の報告
（例）校長、教頭、保健主事、養護教諭、学校薬剤師、検査機関
- ⑧ 定期検査結果の設置者への報告
（例）校長、教頭

学校医及び学校薬剤師に関する学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則の規定は、次のとおりです。

学校保健安全法

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第23条

- 学校には、学校医を置くものとする。
- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
 - 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
 - 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
 - 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

学校保健安全法施行規則

(学校医の職務執行の準則)

第22条

学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- (2) 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
- (3) 法第8条の健康相談に従事すること。
- (4) 法第9条の保健指導に従事すること。
- (5) 法第13条の健康診断に従事すること。
- (6) 法第14条の疾病の予防処置に従事すること。
- (7) 法第2章第4節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
- (8) 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
- (9) 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第11条の健康診断又は法第15条第1項の健康診断に従事すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

(学校薬剤師の職務執行の準則)

第24条

学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

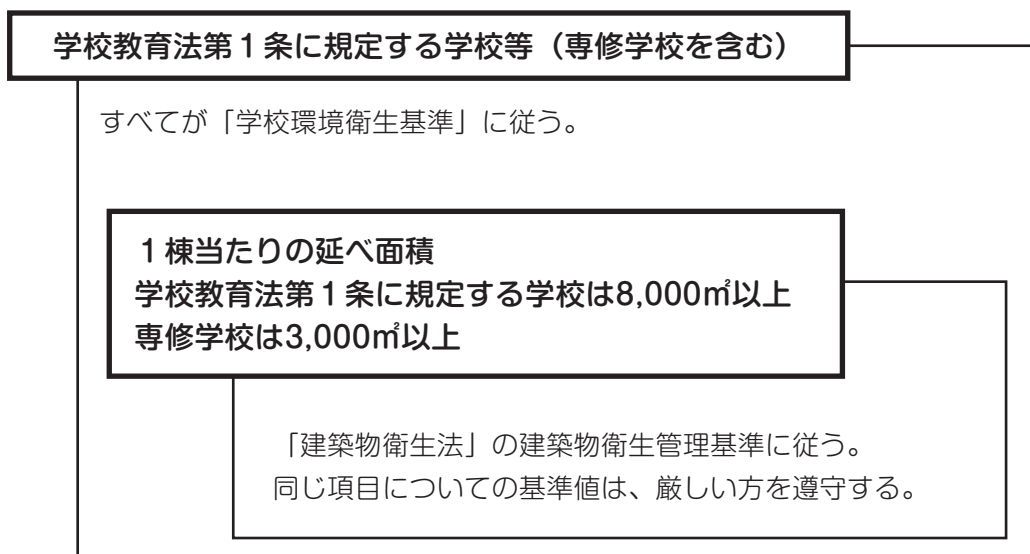
- (1) 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- (2) 第1条の環境衛生検査に従事すること。
- (3) 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- (4) 法第8条の健康相談に従事すること。
- (5) 法第9条の保健指導に従事すること。
- (6) 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。

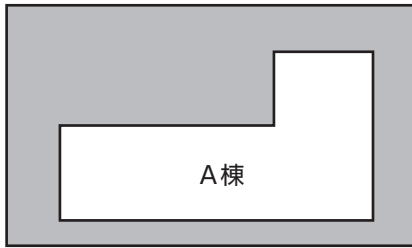
2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

3 学校環境衛生活動の内容

「学校環境衛生基準」は、学校教育法第1条に規定する学校に適用（専修学校及び幼保連携認定子ども園に準用）され、環境衛生検査は、検査の対象となる施設・設備等の有無によって他の法令に基づき行わなければならない場合があります。

例えば、学校教育法第1条に規定する学校では、1棟当たりの延べ面積が8,000㎡以上の校舎等が建築物衛生法に規定する特定建築物となり、同法に基づく「建築物環境衛生管理基準」に従わなければなりません。専修学校の場合は、1棟当たりの延べ面積が3,000㎡以上であれば特定建築物に該当します。校舎等が特定建築物に該当する可能性がある場合は、学校の住所地を管轄する保健所に問い合わせることが重要です。



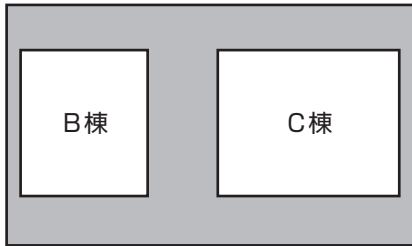


例 1

A棟の延べ面積が8,100㎡の場合。⇒該当

A棟の延べ面積が7,900㎡の場合。⇒非該当

(1棟当たりの延べ面積が8,000㎡以上であれば該当する。
8,000㎡を超えなければ非該当である。)

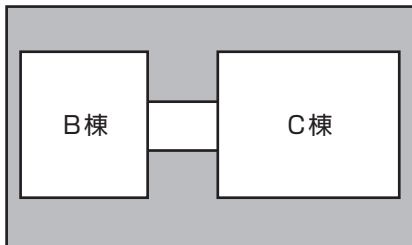


例 2-1

B棟の延べ面積が4,000㎡、C棟の延べ面積が5,000㎡であり、それぞれが独立している場合。

⇒B棟、C棟共に非該当

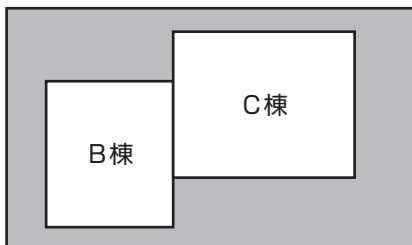
(それぞれ独立した校舎であり、B棟、C棟共に1棟あたりの延べ面積が8,000㎡以上でないから非該当である。)



例 2-2

B棟の延べ面積が4,000㎡、C棟の延べ面積が5,000㎡で合計9,000㎡となり、B棟とC棟が渡り廊下で接続されている場合。

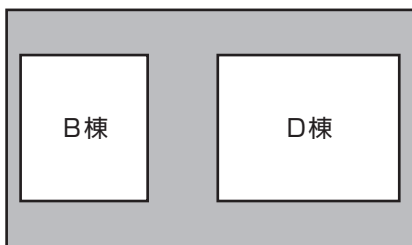
⇒該当適否について、保健所に確認すること。



例 2-3

B棟の延べ面積が4,000㎡、増築したC棟の延べ面積が5,000㎡で合計9,000㎡であり、内部で接続している場合。

⇒該当適否について、保健所に確認すること。



例 3

B棟の延べ面積が4,000㎡、D棟の延べ面積が9,000㎡であり、それぞれ独立している場合。

⇒B棟は非該当、D棟は該当

(それぞれ独立した校舎であり、D棟は1棟当たりの延べ面積が8,000㎡以上であるから該当する。)

学校保健計画

学校保健安全法の第5条では、学校においては、環境衛生検査について計画を策定し、これを実施しなければならないとされています。そのためには、地域や各学校の実情に応じた適切な学校保健計画の立案が必要です。

| 月 | 活動内容（主に定期検査） |
|-----------------|--|
| 4月 ～ 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学校保健計画の確認及び修正 ● 黒板面の色彩の検査 ● 照度、まぶしさ、騒音レベルの検査 ● 飲料水等の水質及び施設・設備に検査 ● 水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査 ● 雑用水の水質及び施設・設備の検査 |
| 7月 ～ 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ● 換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ● ネズミ、衛生害虫等の検査 ● 水泳プールの水質の検査 ● 大掃除の実施の検査 ● 揮発性有機化合物の検査 ● ダニ又はダニアレルゲンの検査 |
| 10月 ～ 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ● 照度、まぶしさ、騒音レベルの検査 ● 雑用水の水質及び施設・設備の検査 ● 大掃除の実施の検査 |
| 1月 ～ 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ● 換気、湿度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ● 大掃除の実施の検査 ● 雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査 ● 定期検査の報告及び評価 ● 学校保健計画案の作成（学校環境衛生活動に関する計画立案） |

定期検査、日常点検及び臨時検査

① 定期検査

定期検査は、それぞれの検査項目についてその実態を客観的、科学的な方法で定期的に把握し、その結果に基づいて事後措置を講ずるためのものです。したがって、使用する測定器機は校正された適切なものでなければなりません。

検査の実施に当たっては、その内容により、学校薬剤師が自ら行う、学校薬剤師の指導助言の下に教職員が行う、又は学校薬剤師と相談の上、外部の検査機関に依頼することなどが考えられますが、いずれにしても各学校における検査の実施について責任の所在の明確化を図り、確実及び適切に実施することに留意しなければなりません。

特に、検査機関に検査を依頼する場合にあっては、検査機関に任せきりにするのではなく、検査計画の作成、検体採取（又は検体採取立会い）、結果の評価等については、学校薬剤師等学校関係者が中心となって行い、適切な検査の実施に努めなければなりません。

② 日常点検

日常点検は、点検すべき事項について、毎授業日の授業開始時、授業中、又は授業終了時等などにおいて、主として感覚的にその環境を点検し、必要に応じて事後措置を講じるためのものです。その際、校務分掌等に基づいて実施するなど、教職員の役割を明確にする必要があります。また、それらの結果については、定期検査及び臨時検査を実施する時の参考となるようにする必要があります。

学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒等が学校環境衛生活動を行うことも考えられます。その際、教職員が指導するなど、日常点検等が適切に行われるようにする必要があります。

③ 臨時検査

臨時検査は、下記に示すような場合、必要があるときは、必要な検査を行うものです。なお、臨時検査を行う場合、定期検査に準じた方法で行うものとされています。

- ・ 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
- ・ 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
- ・ 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
- ・ その他必要なとき。

